

## 吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内業者により吉野町内で生産又は製材された木材を使用した住宅のリフォームを行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町民の住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めることにより定住環境の向上に資するとともに、町内木材、住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内に居住し、住民登録又は外国人登録を有する者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助を受けようとする工事等について、町より他の制度による補助又は助成を受けていない者であること。
- (2) 同一世帯に属する者全員が町税を滞納していない者であること。
- (3) 補助を受けようとする住宅について、補助を受けようとする者と所有者が異なる場合は、所有者の承諾を得ている者であること。

### (補助対象住宅等)

第3条 補助の対象となる住宅は、補助対象者が所有若しくは借用し、自己の居住の用に供している町内に存する住宅（集合住宅にあっては補助対象者が専有する部分に限る。以下同じ。）及び住宅と同一敷地内に存する関連施設とし、修繕、改修、増築に要する費用が町が実施する他の補助制度の対象部分を除いて20万円以上である工事を行うものとする。

### (補助対象工事等)

第4条 補助の対象となる工事は、町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人の施工業者を利用して実施する工事で、吉野町内で購入した吉野町内で生産又は製材された木材を使用した工事で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 増築工事 既存の住宅部分がない場所に新たな住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加する工事
- (2) 改築工事 既存の住宅部分の一部を取り壊し、その部分に住宅部分を改めて建築する工事
- (3) 改修工事及び修繕工事 住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持・向上させるための工事
- (4) 生活関連施設工事 住居となる建物と同一敷地内にある車庫、物置等生活を営む上で必要な施設の改築、改修、修繕工事

(5) 景観保全施設工事 板塀等地域の景観の向上に寄与すると認められる外構施設の改築、改修、修繕工事

(資材等の使用条件)

第5条 リフォーム助成の補助対象とする吉野町内で購入した吉野町内で生産又は製材された木材以外の資材についても、原則として吉野町内で購入するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、町が行っている他の補助制度の対象部分を除いた当該工事に要する事業費の15%と町が行っている他の補助制度の対象部分を除いた当該工事に使用した吉野町内で生産又は製材された木材の購入費の40%を併せた額とし、最高限度額は20万円とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第7条 前条に規定する補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。ただし、集合住宅にあつては、同一補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第7号に掲げる書類は、第2条第3項に該当する者のみ提出しなければならないものとする。

(1) 工事見積書並びに工事で使用する吉野町内で生産又は製材された木材の見積書

(2) 住宅の位置図及び平面図

(3) 補助対象工事を行う施工箇所写真

(4) 納税証明書(補助金申請者用)(様式第2号)

(5) 納税証明書(施工業者用)(様式第3号)

(6) 個人情報の提供に関する同意書(補助金申請者用)(様式第4号)

(7) リフォーム工事承諾書(借家の場合用)(様式第5号)

(8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、第8条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定又は却下したときは、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

( 交付申請の取り下げ )

第 10 条 申請者は、第 8 条の規定により行った申請を取り下げるときは、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付申請取下げ願 ( 様式第 7 号 ) を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による取下げがあった場合において、既に前条に規定する交付決定を行ったものがあるときは、これをなかつたものとする。

( 申請内容の変更及び承認 )

第 11 条 第 9 条の規定により交付決定の通知を受けた者 ( 以下「補助事業者」という。 ) は、当該申請した内容に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から 14 日以内に、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金変更承認申請書 ( 様式第 8 号 ) に第 8 条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金変更の可否を決定し、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金変更決定 ( 却下 ) 通知書 ( 様式第 9 号 ) により補助事業者にその旨通知するものとする。

3 第 1 項に規定する町長の承認を受けずに、リフォーム内容を変更し補助対象額が増加した場合の当該増加分の経費は補助対象外とする。

( 状況報告及び実地調査 )

第 12 条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者又は工務店等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

( 実績報告 )

第 13 条 補助事業者は、補助対象リフォーム工事が完了したときは、速やかに吉野町住宅リフォーム助成事業実績報告書 ( 様式第 10 号 ) に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなくてはならない。

(1) 工事代金領収書

(2) 吉野町内で購入した吉野町内で生産又は製材された木材の納品証明書 ( 様式第 11 号 )

(3) 補助対象工事実施前後の施工個所の写真

(4) 吉野町内で購入した吉野町内で生産又は製材された木材が使用された施工個所の写真

(5) 建築確認申請が必要な工事にあつては、建築基準法に規定する検査済み証の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

( 補助金額の決定 )

第 14 条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該受理した日から 14 日以内に工事検査を行い、適正であると認めるときは補助金の額を決定し、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金額確定通知書 ( 様式第 12 号 ) により補

助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付請求書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の規定により行った交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の交付決定の取消しを行ったときは、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金取消し通知書(様式第14号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金返還命令書(様式第15号)により、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

## 吉野町住宅リフォーム助成事業実施要領

以下の内容については、吉野町住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱第18条により定める。

- ・補助金の申請者と見積もり業者が同一の申請は認めない。

但し、申請者が製材業や建設業を営む時は、2社以上の見積書を併せて提出すれば、安価な見積額を採用して、補助対象とすることが出来る。

- ・見積もり業者が、協会や組合に加入していない場合は、過去3年以内の同種の工事实績書を添付すること。(様式付ノ1号)

なお、添付された工事实績書に偽り等が確認された場合は、吉野町リフォーム助成事業補助金交付要綱第16条の対象となる。

- ・申請書に添付する見積書は、リフォーム工事を代表して施行する業者が提出するものとし、個々の業種毎に見積者が提出された場合は、木材使用が認められない工事は、補助の対象外とする場合があります。

- ・移動や撤去が可能な、家具や電化機器並びに装飾品は補助の対象としません。

- ・リフォームと同時に施工しても、庭等の改修は補助の対象としない。

- ・塀の改修は、木製を基本とする。但し、地域の景観との一体性を図る必要がある場合は、他の素材のものも補助の対象とすることが出来る。生垣は対象としない。